



福岡県は2019年3月1日に
「**福岡県部落差別の解消の
推進に関する条例**」

を施行しました。

- 部落差別のない社会を実現することが目的です。
- 部落差別を解消するため、相談体制の充実や必要な教育・啓発を行います。
- 県民および事業者は、結婚や就職に際しての部落差別発生防止のため、自ら啓発に努めるとともに県の施策に協力する責務があります。

この条例をもっと知るために
QRコードで確認してみましょう！



問い合わせ先 ※()は内線番号

●大野城市／大野城市教育委員会
TEL:580-1840 FAX:574-2053
TEL:580-1911 FAX:501-2270

●太宰府市／太宰府市教育委員会
TEL:921-2121(443) FAX:921-1601
TEL:921-2121(451) FAX:921-3667

●筑紫野市／筑紫野市教育委員会
TEL:923-1111(251/715)
FAX:923-9644

●那珂川市／那珂川市教育委員会
TEL:953-2211(492) FAX:953-0688
TEL:952-2092 FAX:952-2093

●春日市／春日市教育委員会
TEL:584-1201 FAX:584-1181
TEL:575-4121 FAX:593-7380

●福岡県(人権・同和对策局調整課)
TEL:643-3325 FAX:643-3326

生まれた場所や
住んでいる場所を理由に
差別する人がいます



しあわせって
なんだろう



～人権尊重のまちづくりをめざして～

そしてその場所が
インターネット上で拡散されています
わたしたちに何ができるんだろう？



「**部落差別**」とは、住んでいる場所や出身地を理由に差別され、全ての人に保障されている基本的人権が侵害されているという日本特有の重大な人権問題のことです。また、この「部落差別」が存在することによって生じるさまざまな社会問題（経済格差や教育格差、差別行為）を「**同和問題**」といいます。

インターネット上では 現実にこんな部落差別が行われています

掲示板への差別書き込み



動画サイトへの差別投稿






これらは人権を侵害する行為で決して許されることはありません

筑紫地区では
「**身元調査お断り運動**」
を推進しています。

身元調査をしない！させない！許さない！

差別を助長する書き込みや動画投稿で 傷ついている人がいます

自分の行動に責任を持とう！

-  同和地区に関するうそやうわさ、
ひ ぼうちゅうしょう
誹謗中傷するような書き込みは差別行為です。
-  特定地域を同和地区だと撮影し、インターネット上に
投稿するのは差別を助長・誘発する行為です。
-  差別書き込みや差別動画を見つけた時は
「差別はダメ！やめよう！」と声をあげ
共に行動していきましょう。



しあわせってなんだろう...

だれもが一人ひとりの人権を尊重し

お互いの自由と平等を大切にすることが

みんなのしあわせ・あなたのしあわせにつながります。

まずは、あなたの身の周りの人を

大切にすることからはじめてみましょう。

「**本人通知制度**」について
住民票の写しなどを「不正取得された」時、本人へ
お知らせする制度が全国に広まりつつあります。